びんごワーケーション協力施設募集要領

　広島県福山市，三原市，尾道市，府中市，世羅町，神石高原町と岡山県笠岡市，井原市の６市２町で構成する備後圏域のワーケーション事業（以下「びんごワーケーション」という。）の推進を目的として，ワーケーション体験者の受入れに必要となる宿泊施設やコワーキングスペースなどを協力施設として募集します。

　応募の手続等に関しては，この要領に定めるとおりです。

第１　びんごワーケーションの目的

備後圏域外の都市部の企業や人材が一定期間，備後圏域を拠点に働くこと・暮らすことの魅力を体験する場を提供します。その上で，生産性やＱＯＬ（クオリティ・オブ・ライフ，生活の質）の向上が実現できる地域として効果的に情報を発信し，移住や企業誘致など，人の流入と定着を促進することを目的とします。

第２　協力施設の条件

協力施設として登録を受けるためには，次の条件を満たす必要があります。

　（１）びんごワーケーションの目的に賛同し，その推進のために情報発信や各種調査などに協力する意思があること

　（２）施設の所在地が備後圏域内にあること

　（３）テレワークが可能な環境であり，普段の職場や居住地から離れ，仕事を継続しつつ，備後圏域ならではの休暇など非日常を体験・満喫できる環境を提供する施設であること

（４）宿泊施設については，旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項の許可を受けて旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業を行う施設であること

　（５）新型コロナウイルスの感染防止対策を講じること

第３　登録の方法

協力施設として登録を希望する場合は，「びんごワーケーション協力施設登録申出書」（様式１）に必要事項を記入の上，電子メールで提出してください。

提出された申出書について，内容を審査し適当と認めたときは，協力施設として登録します。また，登録を行ったときは，「びんごワーケーション協力施設登録通知書」（様式２）により通知します。

電子メール　　kikaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

担　　　当　　福山市企画財政局企画政策部企画政策課　高橋・大塚（TEL：084-928-1012）

第４　募集期間

　　２０２３年（令和５年）９月１１日から随時募集

第５　その他

　（１）協力施設として登録を受けた施設は，びんごワーケーションのＰＲのため，関連ホームページやＳＮＳなどの情報媒体に掲載します。詳細は，別途お知らせします。

　（２）びんごワーケーション協力施設のうち福山市内の施設については，「ワーケーションふくやま協力施設」としても登録します。